

第23号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「島根県立農業大学校奨学金」を「専修学校進学者特別支援資金」に改める。

第2条の表島根県立農業大学校奨学金の項中「島根県の区域内（以下「県内」という。）」を「県内」に改め、同項の前に次のように加える。

専修学校進学者特別支援資金	雇用状況の悪化を受けて進路変更した者の修学を支援するため、平成21年度中に学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校、特別支援学校の高等部又は中等教育学校を卒業し、かつ、平成22年度中に島根県の区域内（以下「県内」という。）の同法による専修学校（専門課程に限る。）に	育英会から資金の貸付けを受けた専修学校進学者（以下この項において「被貸与者」という。）が死亡し、又は心身に重度の障害を有することとなり、かつ、被貸与者、その相続人又は連帯保証人のいずれもが貸付金を返還することが著しく困難であると認められる場合において、育英会が債務を免除したとき。	債務の全部 又は一部
---------------	---	--	---------------

	<p>入学した者（以下この項において「専修学校進学者」という。）に対する資金の貸付けを行う財団法人島根県育英会（昭和33年6月17日に財団法人島根県育英会という名称で設立された法人をいう。以下この項において「育英会」という。）に対して貸し付けた資金</p>		
--	--	--	--

第2条の表青年農業者等早期経営安定資金の項中「以下同じ。」を削り、同表農業参入意向企業調査研究支援資金の項を次のように改める。

<p>島根県 獣医師 修学資 金</p>	<p>県内の家畜衛生及び公衆衛生の充実に図るため、学校教育法による大学の獣医学を履修する課程に在学する者で、将来県の職員として獣医師の</p>	<p>1 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から2年を経過する日の翌日までの間に、県の職員として獣医師の業務に就き、かつ、引き続いて貸与期間の2分の3に相当する期間その業務に従事したとき。</p>	<p>債務の全部</p>
----------------------------------	---	---	--------------

	業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金	2 前号に規定する従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。	
		3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部 又は一部

第2条の表看護学生修学資金の項中「(昭和22年法律第26号)」を削り、同表緊急医師確保対策枠奨学金の項の次に次のように加える。

特定診療科医師緊急養成奨学金	県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、学校教育法による大学(自治医科大学を除く。)の医学を履修する課程に在学する者で、将来指定医療機関の特定診療科(知事が別に定める診療科をいう。以下この項において同	1 大学の課程を修了した日の属する月の翌月に(疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく)指定医療機関において臨床研修を開始し、かつ、引き続いて臨床研修を受け、その修了した日の属する月の翌月に(疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後	債務の全部
----------------	---	--	-------

<p>じ。)において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金</p>	<p>遅滞なく)指定医療機関の特定診療科において医師の業務に就き、かつ、引き続いて3年間(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるためその業務に従事することができなかった期間を除く。)その業務に従事(当該指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事した場合にあっては、通算して6月未満に限り、指定医療機関の特定診療科においてその業務に従事したものとみなす。)したとき。</p> <p>2 前号に規定する臨床研修の期間中又は従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p>	
	<p>3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>債務の全部 又は一部</p>

<p>研修医 研修支 援資金</p>	<p>県内の医療機関の 医師の確保及び充 実を図るため、将 来指定医療機関に おいて後期研修 (臨床研修修了後 に受ける医師の専 門性に関する研修 をいう。以下この 項において同じ。) を受けようとする 臨床研修医(臨床 研修を受けている 者をいう。以下こ の項において同じ。) 又は将来特定地域 医療機関において 医師の業務に従事 しようとする後期 研修医(後期研修 を受けている者を いう。以下この項 において同じ。)に 対して貸し付けた 資金</p>	<p>1 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者が、臨床研修を修了した日の属する月の翌月に(疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく)指定医療機関において後期研修を開始し、かつ、引き続き3年間(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため後期研修を受けることができなかった期間を除く。)後期研修を受けたとき。</p> <p>2 後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者が、後期研修を修了した日の属する月の翌月に(疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく)特定地域医療機関において医師の業務に就き、かつ、引き続き一定の期間(貸付けを受けた回数が、3回の場合にあっては3年間と</p>	<p>債務の全部</p>
----------------------------	--	--	--------------

		<p>し、2回の場合にあつては2年間とし、1回の場合にあつては1年間とする。)(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるためその業務に従事することができなかつた期間を除く。)その業務に従事したとき。</p> <p>3 第1号に規定する後期研修の期間中又は前号に規定する従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなつたと認められるとき。</p>	
		<p>4 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>債務の全部 又は一部</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。